

# 特定口座取引規定 新旧対比表

2025年6月1日作成

(追加部分 赤下線部表示)

現行規定	改訂後規定
<p>第2条 (特定口座の申込方法)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ申込者が当社に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくことにより開始します。その際に、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に定める確認書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所等を確認させていただきます。</li><li>申込者が当社で特定口座の開設を行うには、あらかじめ当社に投資信託または証券(公共債)の取引口座(以下「投資信託等取引口座」と記載します。)を開設していただく必要があります。なお、特定口座の開設は、投資信託等取引口座のお取引店のみでの取扱いとなります。</li><li>申込者は当社に複数の特定口座を開設することはできません。</li><li>申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択する場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡時まで、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡時まで、当社に対し、源泉徴収を選択しない旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後、当該年内に特定口座の源泉徴収の取扱いを変更することはできません。</li><li>この規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当社で特定口座を開設することはできません。</li></ol> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p>	<p>第2条 (特定口座の申込方法)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ申込者が当社に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくことにより開始します。その際に、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に定める確認書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所等を確認させていただきます。</li><li>申込者が当社で特定口座の開設を行うには、あらかじめ当社に投資信託または証券(公共債)の取引口座(以下「投資信託等取引口座」と記載します。)を開設していただく必要があります。なお、特定口座の開設は、投資信託等取引口座のお取引店のみでの取扱いとなります。</li><li>申込者は当社に複数の特定口座を開設することはできません。</li><li>申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択する場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡時まで、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡時まで、当社に対し、源泉徴収を選択しない旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後、当該年内に特定口座の源泉徴収の取扱いを変更することはできません。</li><li>この規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当社で特定口座を開設することはできません。</li></ol> <p><u>第2条の2(個人番号の届出)</u> <u>お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)</u>その他の関係法令等の定めに従って、特定口座を開設するとき、番号法第2条第5項に規定する個人番号の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令等が定める場合に、<u>お客さまの個人番号を当社にお届出いただけます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p>
<p>第12条 (届出事項の変更)</p> <p>特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所<u>&lt;追加&gt;</u>等の当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があった場合、すみやかにその旨の記載をした特定口座異動届出書<u>&lt;追加&gt;</u>を取引店に届け出てください。なお、その変更がご氏名またはご住所<u>&lt;追加&gt;</u>に係るものであるときは、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項に定める確認書類<u>&lt;追加&gt;</u>をご提示いただき確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>第12条 (届出事項の変更)</p> <p>特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、<u>個人番号</u>等の当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があった場合、すみやかにその旨の記載をした特定口座異動届出書<u>および個人番号告知書兼届出書</u>を取引店に届け出てください。なお、その変更がご氏名またはご住所、<u>個人番号</u>に係るものであるときは、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項に定める確認書類<u>又は「個人番号カード」等</u>をご提示いただき確認させていただきます。</p> <p>なお、この届出の前に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。</p>
<p><u>2022年6月2日現在</u> 以上</p>	<p><u>2025年7月1日現在</u> 以上</p>